

○水戸市災害見舞金等に関する条例施行規則

昭和46年5月19日
水戸市規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、水戸市災害見舞金等に関する条例(昭和46年水戸市条例第7号。以下「条例」という。)第7条の規定に基づき、条例の施行について必要な事項を定めるものとする。

(被害の判定基準)

第2条 条例第4条第2項の規定による被害程度の判定基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 死亡した者とは、災害発生後6カ月以内に当該災害が直接起因で死亡した者をいう。
- (2) 住家の損壊、滅失したものとは、次に掲げるものをいう。

ア 全壊等

住家の損壊、焼失又は流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70パーセント以上に達したもの又は延床面積の70パーセントには達しないが、その住家が改築しなければ居住できない状態になったもの

イ 半壊等

住家の損壊、焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20パーセント以上70パーセント未満の場合であって、その部分の修理を行うことによって住家として使用できる程度のもの

- (3) 住家の床上浸水したものとは、前2号に該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの又は土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住できない状態になったものをいう。

(見舞金等の特例)

第3条 条例別表の規定による災害見舞金を受けた者が弔慰金の対象となったとき、又は災害見舞金の区分に変更があったときは、その差額を支給するものとする。

(申請手続)

第4条 見舞金等の支給を受けようとする者は、災害を受けた日又は死亡の日から3カ月以内に水戸市災害見舞金(弔慰金)申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、市長において被害の状況が把握できるものについては、この限りでない。

- (1) 災証明書(消防長の発行するもの) 1通
- (2) 医師の診断書 1通

(帳簿)

第5条 市長は、災害見舞金等支給台帳(様式第2号)を備え、災害見舞金等の支給状況を記録しなければならない。

(補則)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和46年4月1日から適用する。
- 2 水戸市災害見舞金等に関する規則(昭和45年水戸市規則第27号)は、廃止する。

付 則(昭和47年4月18日規則第41号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和47年4月1日から適用する。

付 則(昭和48年4月14日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

付 則(昭和48年12月15日規則第61号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日から適用する。

付 則(昭和50年1月8日規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和50年11月26日規則第63号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和52年4月9日規則第14号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

付 則(昭和52年11月26日規則第50号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和53年11月1日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和54年7月25日規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和55年9月16日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和56年8月4日規則第37号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和57年9月24日規則第26号)
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の水戸市災害見舞金等に関する条例施行規則の規定は、昭和57年9月11日から適用する。

付 則(昭和58年10月3日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和59年10月22日規則第25号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年11月13日規則第30号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和61年8月12日規則第35号)
この規則は、公布の日から施行し、昭和61年8月4日から適用する。

付 則(昭和62年3月27日規則第7号)
この規則は、公布の日から施行する。

付 則(平成4年10月1日規則第133号)
この規則は、平成4年10月1日から施行する。

様式第1号(第4条関係)

水戸市災害見舞金(弔慰金)申請書

水戸市長 様		年 月 日	
		申請人	
		住所	
		氏名 印	
		被災者との関係	
水戸市災害見舞金等に関する条例施行規則に基づき、関係書類を添えて申請します。			
災害発生の日時	年 月 日	午前 午後	時 分 ころ
災害発生の場所	水戸市		
災害の種類	火災・風水害・震災・その他の自然災害		
災害の程度	死亡・入院加療	全治1週間以上1カ月未満 全治1カ月以上3カ月未満	全焼 全壊 半焼 半壊 床上浸水

